

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る資金 不足比率の公表について

平成 27 年 10 月 2 日
長門川水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項では、公営企業を
経営する地方公営企業団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提
出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載
した書類を監査員の審査に付しその意見を付けて当該資金不足比率を議会に報
告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとされています。

当企業団では平成 27 年 6 月 30 日に実施した長門川水道企業団水道事業会
計経営健全化審査において監査委員が資金不足比率及びその算定の基礎となる
事項を記載した書類を平成 26 年度決算書と照合した結果、いずれも適正に作
成されていると認められました。

その結果を、平成 27 年 7 月 17 日に開催された平成 27 年長門川水道企業
団議会定例会において報告しましたので、下記のとおり公表します。

記

平成 26 年度資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	

- 平成 26 年度長門川水道企業団資金不足比率審査意見書 (PDF)
- 資金不足比率等に関する算定様式 (PDF)